東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(実際費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定)について

(諮問第3018号)

# <目 次>

1	諮問書				1
2	申請概要				2
3	審査結果			1	1
別溕	Ž				
C	) 接続約款	<b>"変更認可申請</b> 書	いい とう	(東日本)	
C	) 接続約款	來更認可申請書	售 (写)	(西日本)	



諮問第3018号 平成21年12月15日

情報通信行政·郵政行政審議会 会長 高橋 温 殿

総務大臣 原口 一博

## 諮 問 書

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から平成2 1年12月9日付け東相制第09-98号及び西相制第93号で、 電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。) 第33条第2項の規定に基づく接続約款の変更の認可申請があった。 これらについて審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合 していると認められる。よって、同条第2項の規定により認可する こととしたい。

上記のことについて、法第169条第1号の規定により諮問する。

# I 申請概要

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。) 代表取締役社長 江部 努 西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。) 代表取締役社長 大竹 伸一

# 2. 申請年月日

平成21年12月9日(水)

## 3. 実施予定期日

認可後、速やかに実施。

## 4. 概要

専用線等の実際費用方式を適用する平成22年度の接続料及びその他手続費等の改定等を行うもの。

# Ⅱ 主な変更内容

# 接続料

#### 1. 概要

実績原価方式を適用する平成22年度の接続料については、平成20年度の接続会計、回線数及び報酬率等に基づき改定しているところ、全体で前年度比5.8%の増加となっている(NTT東日本は同10.1%の増加、NTT西日本は同1.4%の増加(収入ベース、調整額(注)加算後))。

(注)実績原価方式により算定される接続料の算定方法については、精算事務の負担軽減を図るとともに接続料の予見性を確保するため、平成19年7月の接続料規則改正により、事後精算(タイムラグ精算)制度が廃止されるとともに、直近の実績に基づき接続料を算定した上で適用年度実績とのかい離分について「調整額」として次期接続料の原価に算入されるよう所要の措置が講じられたところである。平成22年度の接続料の算定に当たっては、平成20年度の実績に基づき接続料を算定した上で同年度接続料収入との乖離分について「調整額」として平成22年度接続料の原価に算入しているものである。

なお、本申請概要においては、特に注記のない場合は、調整額加算後の数値を記載 している。



## (1)実績原価方式による改定額(単位:億円)及び改定率(収入ベース)

		平成 22 年	平成 22 年度の改定額及び改定率 (①-②)						
				① 平成 22 4	年度の接続	② 平成 21 年度の接続			
				料適用収入	(注)	料適用	収入 (注)		
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本		
合	計	+91 (+10.1%)	+12 (+1.4%)	997	876	906	864		
専用線合計		+84 (+10.8%)	+8 (+1.1%)	864	755	780	747		
	接続専用線	+54 (+20.1%)	<b>▲</b> 4 ( <b>▲</b> 1.4%)	321	271	267	275		
	中継光ファイバ	<b>▲</b> 10 ( <b>▲</b> 14.2%)	<b>▲</b> 5 ( <b>▲</b> 7.3%)	60	63	70	68		
	ラインシェアリン グ・ドライカッパ	+40 (+9.1%)	+17 (+4.1%)	484	421	444	404		
公衆網合計		+7 (+6.0%)	+4 (+3.5%)	132	121	125	117		

(注)平成21年度予測回線数及びトラヒック等をベースに収入を試算(調整額加算後)。

## (2)平成22年度の主な接続料と現行(平成21年度)接続料との比較

	単位	平成2 (カッコ内)	2年度 は調整前)	平成2	1年度
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
高速ディジタル専用線 (1.5Mb/s)(MA内)	1回線ごとに月額 (注1)	190, 719円 (159, 841円)	90, 795円 (85, 080円)	148, 547円	78, 488円
ディジタルアクセス (1.5Mb/s タイプ1-1)(MA内)	1回線ごとに月額 (注1)	38, 944円 (37, 678円)	36, 855円	36, 509円	38, 410円
メガデータネッツ (クラス1) (基本:3Mb/s、PVC:500kb/s)	1回線ごとに月額 (注1)	25, 494円 (22, 904円)	20, 636円 (20, 826円)	21, 210円	20, 354円
中継ダークファイバ	1回線・1メートル ごとに月額	1. 174円 (1. 323円)	1.368円 (1.433円)	1.368円	1. 475円
ドライカッパ(タイプ1-1)	1回線ごとに月額 (注2)	1, 416円 (1, 351円)	1, 410円 (1, 397円)	1, 323円	1, 378円
ラインシェアリング	1回線ごとに月額 (注2)	72円 (75円)	84円 (86円)	75円	84円

<sup>(</sup>注1)端末回線伝送機能を含む。 (注2)回線管理運営費を含む。

### 2. 平成21年度で算定期間が終了する将来原価方式に係るもの

将来原価方式により接続料が算定されてきた下記の機能については、平成21年度に算定期間が終了するため、平成22年度の接続料は平成20年度の実績原価に基づき算定。

## ■変更後の接続料と現行接続料との比較

	単位	変更後	現行	差額	将来原価の算定期間
メディアコンバータ 1Gタイプ(NTT西日本)	1回線ごとに月額	2,264円	2,711円	▲447円	1年間 (H21単年)

## 3. 回線管理運営費の算定(回線管理運営費の平均化)

回線管理運営費については、平成16年度から平成21年度までの再計算においては、サービスごとに接続料を設定すると料金水準に大きな差が生じる状況にあったことから、回線管理に係る原価を各サービスごとに算出するのではなく、ラインシェアリングとそれ以外の役務において管理事務の内容が異なることを踏まえ、①全役務において発生する費用、②ラインシェアリングのみで発生する費用、③ラインシェアリング以外で発生する費用ごとにそれぞれ単金を算出し、それに基づいて回線管理運営費を設定していたところ。

この状況は、平成22年度においてもあてはまるため、同様の方法により算定するもの。

#### ■平均化した単金(月額)

	ラインシュ	ェアリング	PHS基地局回線・ ドライカッパ・光ファイバ		
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
平成22年度 回線管理運営費 (カッコ内は調整前)	38円 (42円)	50円 (53円)	41円 (55円)	58円 (74円)	
平成21年度料金との差	▲6円	▲3円	▲21円	▲20円	

## 【参考】サービス別単金(月額)

	PHS基均	也局回線	ラインシュ	<b>□アリン</b> グ	ドライ	カッパ	光ファ	アイバ
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平成22年度 回線管理運営費 (カッコ内は調整前)	55円 (69円)	41円 (56円)	32円 (37円)	38円 (41円)	40円 (54円)	56円 (71円)	110円 (123円)	249円 (264円)
平成21年度料金との差	▲21円	▲27円	▲5円	▲1円	▲25円	▲22円	▲21円	▲73円

## 4. 公衆電話発信機能及びディジタル公衆電話発信機能の算定

#### (1)経緯

公衆電話機能の接続料原価については、当該機能に係るNTSコストを段階的に加算することが可能とされている(平成21年度以降は、100%加算可能)。

他方、NTSコストのうちき線点RTーGC間伝送路費用については、加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入が可能とされているため、当該機能への不算入分を公衆電話機能に算入することとされている。

#### (2)算定方法

上記を踏まえ、平成22年度接続料では、NTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路費用については、加入者交換機能の接続料原価への不算入分(5分の1)を加算(それ以外のNTSコストは、その全額を公衆電話機能の接続料原価に加算)して算出。

#### ■公衆電話機能

	区分	単位	平成22年 (カッコ内/		平成21年	度接続料
		1	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
	公衆電話発信機能	3分	163.08円	132. 39円	113. 22円	100.04円
		当たり	(131. 42円)	(110.63円)		
	うちNTSコスト見合い	3分	6. 79円	6. 43円	5. 22円	5. 44円
		当たり	(5.40円)	(5.45円)	5. ZZM	5. 44円
沂	域算措置対象のFRT-GC間	3分	2.30円	2.61円	1. 46円	1. 58円
存	長送路⊐スト見合い(注)	当たり	2. 30	2. 01	1. 40	1. 30
	ディジタル公衆電話発信機能	3分	95. 98円	117. 23円	74. 02円	85. 90円
		当たり	(83.36円)	(97. 40円)		
	うちNTSコスト見合い	3分	1.17円	1. 69円	0. 99円	1. 28円
			(0.88円)	(1.21円)	0.99円	1. 20円
浉	減算措置対象のFRT-GC間		1.03円	1. 46円	0. 65円	0.86円
亿	長送路⊐スト見合い(注)	当たり	1.03円	1. 40円	0. 65円	0. 60円

(注)数値は調整前・貸倒損失算入前

#### 5. 貸倒率の改定

接続料債務の不履行リスクの扱いのうち、管理部門において発生した貸倒損失の扱いについては、平成18年度接続会計以降、接続料原価の一部に算入することとされている。

【算定方法】貸倒損失算入後原価=貸倒損失算入前原価×(1+貸倒率)

平成22年度接続料については、平成20年度にNTT東日本及びNTT西日本において貸倒 実績が発生したことから、下記のとおり貸倒率を改定するもの。

## ■ 平成20年度貸倒率

	NTT東日本	NTT西日本
①平成20年度貸倒実績額	603百万円	705百万円
②平成20年度接続料収入	261, 056百万円	263, 774百万円
③貸倒率(①/②)	0. 23098%	0. 26727%
平成19年度貸倒率	0. 00035%	0. 00141%

# 【参考】各機能の主な接続料

## (1)端末回線伝送機能

区分	区分		平成22年 (カッコ内)		平成21年度接続料	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
端末回線伝送機能(通信路設定伝送機能を組み合わされるもの)(注1)	2線式のもの	1回線ごとに月額	1, 281円 (1, 222円)	1, 246円 (1, 245円)	1, 197円	1, 230円
ドライカッパ	回線管理運営費	1回線ごとに月額	41円 (55円)	58円 (74円)	62円	78円
(注1)	回線部分	1回線ごとに月額	1,375円 (1,296円)	1, 352円 (1, 323円)	1, 261円	1,300円
ラインシェアリング	回線管理運営費	1回線ごとに月額	38円 (42円)	50円 (53円)	44円	53円
(注1)	回線部分(追加MDF)	1回線ごとに月額	34円 (33円)	34円 (33円)	31円	31円
光信号主端末回線(局外スプリッタ含む)	局外4分岐のもの	1回線ごとに月額	-	4, 406円 (4, 464円)	_	4, 487円
(注1)	局外8分岐のもの	1回線ごとに月額	4, 179円 (4, 219円)	4, 368円 (4, 445円)	4, 240円	4, 493円
端末回線伝送機能(GE-PON)	1Gb/s	1装置ごとに月額	3,825円 (注2)	3, 167円 (注2)	4, 016円	3, 723円
端末回線伝送機能(FWA)	46Mbp/s (固定無線通信網)	1装置ごとに月額	-	41, 778 (注2)	_	43,861円
	3Mb/s	1回線ごとに月額	6, 380円 (6, 368円)	6,710円 (6,988円)	6, 389円	7, 081円
端末回線伝送機能(メガデータネッツ) (主な品目のみ)	6Mb/s	1回線ごとに月額	7,715円 (7,703円)	7, 973円 (8, 461円)	7, 721円	8, 665円
	12Mb/s	1回線ごとに月額	8,865円 (8,853円)	9, 092円 (9, 767円)	8, 942円	10, 073円

<sup>(</sup>注1)タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理

## (2)光信号電気信号変換機能

			<u>110</u>					
	区分		単位	平成22年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成21年度接続料		
				NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
			集線型(16MCタイプ)	1回線ごとに月額	5, 439円	2, 097円	9, 209円	6, 126円
		100Mb/s 非集結			(7,649円)	(5, 518円)		0, 1201 ]
	光信号電気信号変換機能		非集線型	  1回線ごとに月額	452円	302円	729円	700円
	(注1)		(1MCタイプ)	「国際ことで万段	(601円)	(632円)	7201 ]	7001 1
		1Gb/sタイプ		1回線ごとに月額	634円	2, 264円	3, 057円	2,711円
		IGD/SYA 2		「凹脉ことに月段	(1,861円)	(注2)	3, 0371 ]	2, / 1 1 1 ]

<sup>(</sup>注1) タイプ1-2:全日・昼間帯故障修理

## (3)光信号多重分離機能

	区分	単位	平成22年 (カッコ内I		平成21年	度接続料	
	Ī		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
	局内4分岐のもの	1回線ごとに月額	194円	139円	790円	874円	
光信号多重分離機能			(624円)	(806円)			
(注)		4 E / / E   A   E   A	123円	746円	1, 163円	1 0//	
	局内8分岐のもの 	1回線ごとに月額	(902円)	(1,407円)	1, 103	1,844円	

<sup>(</sup>注) タイプ1-2:全日・昼間帯故障修理

<sup>(</sup>注2)平成21年度より将来原価方式から実績原価方式に移行したものであり、平成22年度接続料は調整額は発生しない。

<sup>(</sup>注2) NTT西日本の1Gb/sタイプについては、平成22年度より将来原価方式から実績原価方式に移行するものであり、 平成22年度接続料については調整額は発生しない。

## (4)端末系交換機能(東西均一料金)

区分	単位	平成22年度接続料 (カッコ内は調整前)	平成21年度接続料
一般番号ポータビリティ実現機能	月額	29, 824, 143円 (31, 327, 881円)	32, 333, 618円
優先接続機能	1通信ごとに	0.0171円 (0.0156円)	0. 0142円

## (5)中継伝送機能

区分	単位	平成22年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成21年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光信号中継伝送機能	1回線・1メートルごとに月額	1. 174円	1.368円	1.368円	1. 475円
尤信专中秘坛还成能	一回称・プートルことに対領	(1.323円)	(1.433円)		

## (6)通信路設定伝送機能(主な品目のみ)

			<u> </u>					
		区分		単位	平成22年 (カッコ内)		平成21年	度接続料
					NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
通信路設 定伝送機	ービスの伝送		単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	5, 742円 (5, 361円)	4, 996円 (5, 099円)	5, 083円	5, 060円
能	を行う機能	3.4kHz	上記以外の場合	1回線ごとに月額	6, 536円 (6, 063円)	5, 521円 (5, 660円)	5, 739円	5, 580円
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごとに月額	110円 (120円)	60円 (80円)	120円	80円
	高速ディジタル伝送サー		単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	5, 438円 (5, 078円)	4, 741円 (4, 838円)	4, 814円	4, 803円
	ビスの伝送を 行う機能(エ コノミークラ	64kb/s	上記以外の場合	1回線ごとに月額	6, 184円 (5, 738円)	5, 237円 (5, 370円)	5, 431円	5, 296円
	ス)(注)	10kmを超える場合の 10kmごとの加算料		1回線ごとに月額	100円 (110円)	60円 (80円)	110円	80円
			単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	34, 334円 (33, 068円)	31, 923円 (32, 853円)	31, 899円	33, 478円
		1.536Mb/s 上記以外の場合	/s 上記以外の場合	1回線ごとに月額	52, 255円 (48, 921円)	43, 835円 (45, 631円)	46, 707円	45, 311円
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごとに月額	2, 406円 (2, 646円)	1, 444円 (1, 925円)	2, 640円	1, 920円
	第1種ATM 専用に係るも		単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	119, 464円 (104, 992円)	69, 038円 (77, 267円)	96, 244円	84, 178円
	の(デュアル クラス)	1Mb/s	上記以外の場合	1回線ごとに月額	127, 898円 (112, 201円)	74, 361円 (83, 493円)	102, 605円	89, 861円
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごとに月額	1, 193円 (1, 193円)	511円 (1, 023円)	1, 190円	1, 020円

<sup>(</sup>注)ディジタルアクセスのこと。数値は、タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理

## (7)データ伝送機能(主な品目のみ)

区分		区分 単位		平成22年度接続料 (カッコ内は調整前)		度接続料
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
	500kb/s(クラス1)	1回線ごとに月額	18, 943円 (16, 365円)	13, 761円 (13, 673円)	14, 650円	13, 108円
メガデータネッツ	6Mb/s(クラス2・最低伝送速度3Mb/s)	1回線ごとに月額	106, 417円 (91, 830円)	77, 047円 (76, 432円)	83, 796円	72, 874円
	10Mb/s (クラス2・最低伝送速度 5Mb/s)	1回線ごとに月額	167, 093円 (144, 177円)	119, 092円 (118, 126円)	128, 509円	114, 343円

## (8)番号案内機能等

区5	<del>}</del>	単位	平成22年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成21年度接続料	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
	中継交換機等接続	1案内ごとに	84円	72円	81円	73円
番号案内サービス接続機能	十种又1类成于1支机	一木りことに	(79円)	(72円)		
田づ木門ノーころは砂川及形	端末回線線端等接続	1案内ごとに	86円	74円	84円	76円
	20071日1水1水200千1女小儿	1 APICCIC	(82円)	(75円)		
	  番号案内固有部分	  1成功検索ごとに	42円		35円	28円
番号データベース接続機能	H 17/11/10/11/11/11	1777 JUNE 21 2	(38円)	(39円)		
田切り グ・バスが成化	通信網部分	1接続 3分までごとに	13円		11円	14円
			(12円)	(14円)		
番号情報データベース登録機能		1番号ごとに	_	7. 19円	_	6.37円
H JIHIK / J J L J L J L J L J L J L J L J L J L		- ш усст		(6.95円)		
	一括でデータ抽出	1番号ごとに	_	5.02円	_	3.99円
番号情報データベース利用機能	11 C 7 7 1 1 1 1 1	THE TOUR		(5.12円)		
	異動データのみをデータ抽出	1番号ごとに	_	7. 26円	_	6. 59円
	天湖 / / / / / / / /	T E J C C I C		(7. 10円)		
  番号案内先への通信実現機能		1通信ごとに	90円	69円	57円	48円
<b>金万条内尤への通信夫現械形</b>			(73円)	(59円)	0/13	101 1

## (9)手動交換機能

区分	単位	平成22年原 (カッコ内は		平成21年	度接続料
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
手動交換サービス接続機能	1通信ごとに	476円 (382円)	316円 (273円)	364円	257円
手動コレクトサービス取扱機能	1通信ごとに	117円 (83円)	112円 (82円)	66円	70円

## (10)公衆電話機能

区分	単位	平成22年 (カッコ内I	度接続料 よ調整前)	平成21年	度接続料
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
公衆電話発信機能	1秒ごとに	0.9060円 (0.7301円)	0.7355円 (0.6146円)	0. 6290円	0. 5558円
ディジタル公衆電話発信機能	1秒ごとに	0.5332円 (0.4631円)	0.6513円 (0.5411円)	0. 4112円	0. 4772円

## (11)ルーティング伝送機能(地域IP網)

	11775 7 10 7 14 22 120 116 (* 16 * 20 * 14 * 17							
	区分	単位	平成22年 (カッコ内)		平成21年度接続料			
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本		
	LANインタフェース・10Gbit/s	東:1ポートごとに月額 西:1装置ごとに月額	1, 225, 045円 (注1)	1, 575, 629円 (注1)	1, 416, 672円	1, 750, 025円		
	LANインタフェース・1 Gbit/s	東:1ポートごとに月額 西:1装置ごとに月額	372, 483円 (注1)	1, 427, 843円 (注1)	420, 042円	1, 565, 084円		
収容局接続	LANインタフェース・100Mbit/s	1ポートごとに月額	161, 937円 (152, 661円)	314, 701円 (268, 160円)	148, 914円	274, 918円		
	ATMインタフェース	1ポートごとに月額	177, 458円 (211, 993円)	179, 560円 (204, 520円)	222, 578円	221, 768円		
	ISDNインタフェース	1ポートごとに月額	5, 092円 (5, 842円)	4, 447円 (5, 118円)	6, 074円	6, 058円		
中継局接続	LANインタフェース・1 Gbit/s	東:1ポートごとに月額 西:1装置ごとに月額	372, 483円 (注 <b>2</b> )	1, 427, 843円 (注2)	420, 042円	1, 565, 084円		

<sup>(</sup>注1)平成21年度より将来原価方式から実績原価方式に移行したものであり、平成22年度接続料は調整額は発生しない。

<sup>(</sup>注2)平成21年度より新たに設定した機能であり、平成22年度接続料は調整額は発生しない。

# 工事費・手続費及びコロケーション料金等

## 1. 工事費・手続費の改定(主なもの)

### (1)工事費・手続費の算定に用いられる作業単金の改定

単位	平成22年	F度単金	平成21年度単金		
<b>平</b> 世	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
平日昼間・一人当たり・1時間ごとに	6, 207円	6, 169円	6, 213円	6, 179円	

## (2)実績に応じた作業時間の変更

NTT西日本においては、光ファイバ工事における接続工事等時刻指定手続費及び減設工事に伴う自前工事調整等作業費のうちの撤去に係るデータベース等補正作業に係る費用について、昨年度は類似作業に基づき試算した作業時間を用いていたところである。

今般、これらの作業実績を把握したことから、実績を基にした作業時間で算出した手続費に変更する。(NTT東日本においては、昨年度に見直しを実施済。)

区分		作業時間		料金額			
		見直し結果	現行時間	H22料金	H21料金	差額	
接続工事等時刻指定手紀	続費	1. 113	1. 313	6,884円	8, 113円	▲1,229円	
自前工事調整等作業費	エ データベー ス等補正費	0. 883	0. 900	5, 462円	5, 561円	▲99円	

<sup>(</sup>注)工事費の料金額は平日昼間の場合

#### (3)優先接続受付手続費の改定

優先接続受付手続費については、平成20年1月に実施したシステム更改及び同時に実施した東西マイライン受付センター統合等による一過性のコストが発生したことから、昨年度は大幅に上昇したところであるが、平成22年度の手続費については、これらの受付センター統合等による効率化等によって、減額に転じている。

区分	単位	平成22年度接続料	平成21年度接続料	差額
優先接続受付手続費	1変更ごと	47円	56円	▲9円

## 2. 管路・とう道等の料金の改定

## (1)管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定

<b>园</b> 八	# / <del>+</del>	平成22年度適用平均料金(カッコ内は調整前)		平成21年度通	<b>適用平均料金</b>
区分	単位	(カッコ内)	よ調整削)		
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
管路	年額、円/条·m	240円 (278円)	238円 (249円)	283円	263円
とう道	年額、円/m	45, 070円 (53, 177円)	48, 654円 (51, 738円)	54, 858円	55, 110円
土地	年額、円/m <sup>²</sup>	1, 429円 (1, 387円)	891円 (897円)	1, 457円	936円
建物	年額、円/m <sup>²</sup>	33, 581円 (32, 900円)	22, 004円 (24, 142円)	31, 445円	24, 863円

## (2)電柱使用料の改定

区分	単位	平成 22 年度適用平均料金 単位 (カッコ内は調整前)		平成21年度過	<b>適用平均料金</b>
	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
南北井田州	年額、円	892 円	939 円	021 FB	1 004 [
電柱使用料	/1使用箇所	(925 円)	(1,028円)	931 円	1, 084 円

#### 3. 個別負担の接続料(網改造料)等の算定に用いる諸比率の改定

#### (1)取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		平成 22 年度適用値		平成 21 年度適用値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率	交換機械設備	0. 278	0. 328	0. 266	0. 246
	電力設備	0. 912	0. 995	0. 903	0. 908
	伝送機械設備	0. 161	0. 252	0. 170	0. 327
	無線機械設備	0. 321	0. 397	0. 214	0. 434
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0. 099	0.063	0. 088	0.060
	土地及び通信用建物以外	0.003	0. 006	0. 003	0. 007
共通割掛費比率		0. 040	0. 033	0. 070	0. 067

### (2)年額料金の算定に係る比率

網改造料の計算の際に用いられる設備管理運営費比率については、類似のアンバンドル機能における設備管理運営費比率を用いることとされている。

データ系の設備については、これまで類似機能の比率が設定されておらず、音声系設備の合算値(通信料対応設備合計)を用いていたが、平成20年度にNGNやひかり電話が指定設備に整理されたこと及び、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書を踏まえ、IP系設備に係る保守費を直接把握することとしたため、データ系設備に係る設備管理運営費比率を新たに設定することとしている(データ系設備に係る網改造料については、これまでに当該比率を用いて料金設定した実績がないため、平成22年度及び平成23年度は調整額は適用しない)。

なお、市内伝送機能については、平成22年度より中継伝送機能と統合されている。

区分		平成 22 年	度適用値	平成 21 年度適用値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
	端末回線伝送機能	0. 052	0. 053	0. 055	0. 058
	端末系交換機能	0. 044	0. 048	0. 046	0. 051
H	市内伝送機能	-	_	0. 039	0. 046
設備管理運営費比率	中継系交換機能	0. 061	0. 038	0. 062	0. 043
(注)	中継伝送機能	0. 035	0. 042	0. 042	0. 047
	通信料対応設備合計	0. 043	0. 047	0. 046	0. 051
	データ系設備合計	0. 102	0. 085	_	_

<sup>(</sup>注)除却費を個別に支払う場合以外の場合

#### (3) 電力設備に係る設備管理運営費比率及び取付費比率

区分		平成 22 年	度適用値	平成 21 年度適用値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
	受電設備	1. 268	0. 923	1. 191	0. 977
取分类比较	発電設備	0. 678	0. 881	0. 716	0. 704
取付費比率	電源設備及び蓄電池設備	0. 919	1. 024	0. 913	0. 924
	空気調整設備	1. 751	1. 326	1. 755	2. 239
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0. 047	0. 042	0. 045	0. 042

# 審査結果

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)及び電気通信事業法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。)の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査 結果	事 由
1 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)7)	_	該当事項なし。
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)イ)	適	接続料は接続料規則第4条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ウ)	_	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が 適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)I)		該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第1号及び審査基準第15条(1)ま)	_	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること(施行規則第23条の4第2項第2号及び審査基準第15条(1)オ)	適	他事業者が接続に必要な装置を NTT東日本及びNTT西日本の 通信用建物、管路、とう道及び電 柱等に設置する場合の負担すべき 金額について、接続料の原価の算 定方法に準じて計算されており、 適正かつ明確に定められていると 認められる。
7 他事業者が屋内配線を利用する場合において、①工事を行 う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正か つ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項 第3号及び審査基準第15条(1)オ)	_	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第4号及び審査基準第	適	他事業者が負担すべき工事費、 手続費等について、接続料の原価 の算定方法に準じて計算されてお り、適正かつ明確に定められてい ると認められる。

		•
15条(1)力)		
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他		該当事項なし。
事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適		
正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第		
2 項第 5 号及び審査基準第 15 条 (1) オ)		
		=+ \( \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定		該当事項なし。
められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号及び		
審査基準第 15 条 (1) †)		
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信		該当事項なし。
設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答		
において用いるべき様式が適正かつ明確に定められているこ		
と。(施行規則第23条の4第2項第7号及び審査基準第15		
条(1) 才)		
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による		該当事項なし。
解決方法(施行規則第23条の4第2項第8号及び審査基準第	<del>-</del>	
15条(1)オ)		
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、施行規則第 15		該当事項なし。
条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備		
を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該		
機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続にある。		
続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種		
指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを		
確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められている		
こと。(施行規則第23条の4第2項第9号及び審査基準第15		
条(1) †)		
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重		該当事項なし。
要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項が		成当事気など。
あるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。		
(施行規則第23条の4第2項第10号及び審査基準第15条(1)		
<b>1</b> )		
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定め		該当事項なし。
られていること。(施行規則第23条の4第2項第11号及び審	_	
<b>査基準第 15 条 (1) オ)</b>		
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に		本件は、接続料規則第21条の規
照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))		定に基づき接続料の再計算を行
M つしムエダコで UV C M O C C 。 (街旦坐干力 IV 木 (Z/)		に
	適	を行うものであり、料金表に定め
	7	る接続料は、接続料規則第4章の
		規定に基づいて算定された原価に
		照らし、公正妥当なものと認めら
		れる。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通		該当事項なし。
信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接		7 7 7 0 0 0
に事業者がその相定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこ	<del>-</del>	
と。(審査基準第 15 条 (3))		
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするも		本件申請において、特定の電気
のでないこと。(審査基準第 15 条 (4))	適	通信事業者に対し不当な差別的取
	凹	扱いをする旨の記載は認められな
		lv <sub>o</sub>
		- <u> </u>